

売却区分番号	469-2		
見積価額	¥333,000	公売保証金	要しない
財産の表示	<p>(一棟の建物の表示)</p> <p>所在 和歌山県西牟婁郡白浜町椿字大谷 1049番地3 和歌山県西牟婁郡白浜町椿字平見 461番地、 462番地1、462番地2 和歌山県西牟婁郡白浜町椿 1103番地1</p> <p>建物の名称 ヴイラ椿三号館</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根13階建</p> <p>床面積 1階663.44㎡ 2階410.87㎡ 3階990.20㎡ 4階543.31㎡ 5階643.97㎡ 6階643.97㎡ 7階643.97㎡ 8階643.97㎡ 9階643.97㎡ 10階643.97㎡ 11階54.86㎡ 12階236.38㎡ 13階31.27㎡</p> <p>(敷地権の目的である土地の表示)</p> <p>土地の符号 1 所在及び地番 和歌山県西牟婁郡白浜町椿字大谷1049番3 地目 宅地 地積 2623.38㎡</p> <p>土地の符号 2 所在及び地番 和歌山県西牟婁郡白浜町椿字平見461番 地目 宅地 地積 484.58㎡</p> <p>土地の符号 3 所在及び地番 和歌山県西牟婁郡白浜町椿字平見462番1 地目 宅地 地積 409.30㎡</p> <p>土地の符号 4 所在及び地番 和歌山県西牟婁郡白浜町椿字平見462番2 地目 宅地 地積 321.20㎡</p> <p>土地の符号 5 所在及び地番 和歌山県西牟婁郡白浜町椿字椿1103番1 地目 公衆用道路 地積 183㎡</p> <p>(専有部分の建物の表示)</p> <p>家屋番号 椿 1049番3の21 建物の名称 313 種類 居宅 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 床面積 3階部分64.31㎡</p> <p>(敷地権の表示)</p>		

売却区分番号	469-2		
見積価額	¥333,000	公売保証金	要しない
	<p>土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 10000分の121</p> <p>土地の符号 2 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 10000分の121</p> <p>土地の符号 3 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 10000分の121</p> <p>土地の符号 4 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 10000分の121</p> <p>土地の符号 5 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 10000分の121</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>都市計画区域外 宅地造成工事規制区域 津波災害警戒区域 吉野熊野国立公園 第2種特別地域</p>		
接道状況	公売財産の敷地は、南東側で幅員約6メートルの舗装私道に、ほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産の敷地は、不整形な画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産は、昭和46年6月頃の建築であり、令和5年7月現在、第三者に利用されていると見込まれるが、その利用権原は不明である。		
管理状況等	<p>管理組合 ヴィラ椿3号館管理組合法人 管理費 月額25,222円 修繕積立金 月額9,185円</p> <p>なお、管理規約等に関する内容については、管理組合にFAXにより問い合わせること。 (問合せ先) ヴィラ椿3号館管理組合法人 FAX(0739)46-0232</p> <p>そのほか、公売手続等の内容については、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課に問い合わせること。</p>		
特記事項	「ヴィラ椿3号館」には管理組合があり、管理規約上、現所有者の権利義務は買受人に承継されるところであるが、管理組合法人によると本件公売財産に係る現所有者の滞納管理費については、請求しないとの申立てがある。		

売却区分番号	469-2		
見積価額	¥333,000	公売保証金	要しない
住居表示等	和歌山県西牟婁郡白浜町椿1049番3 313号室		
最寄駅等	JR(西日本) 紀勢本線 椿駅 西方約1.6キロメートル(道路距離)		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。</p> <p>2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。</p> <p>4 執行機関(国)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うこととなります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。</p> <p>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>10 売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

469-2

所在図

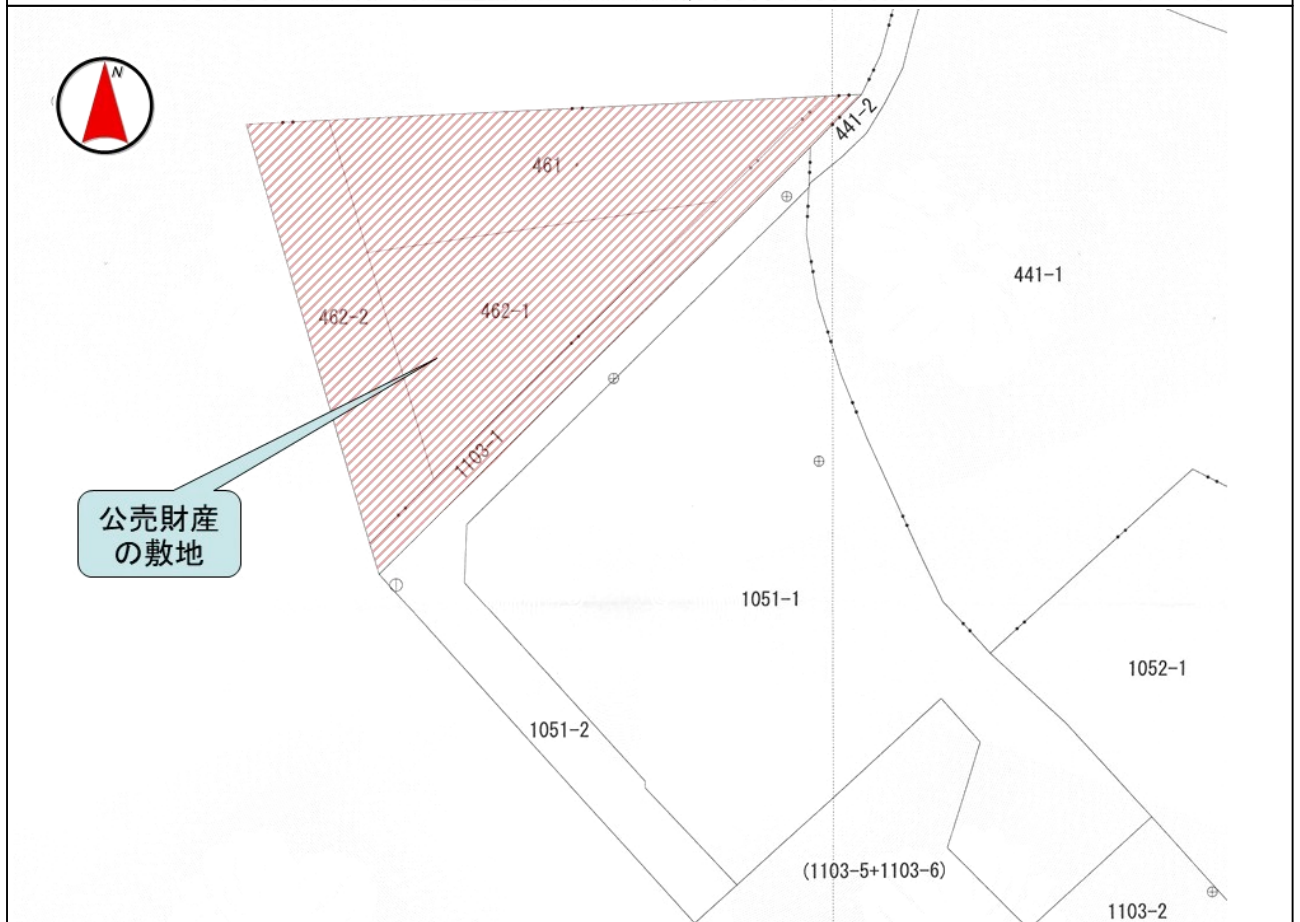
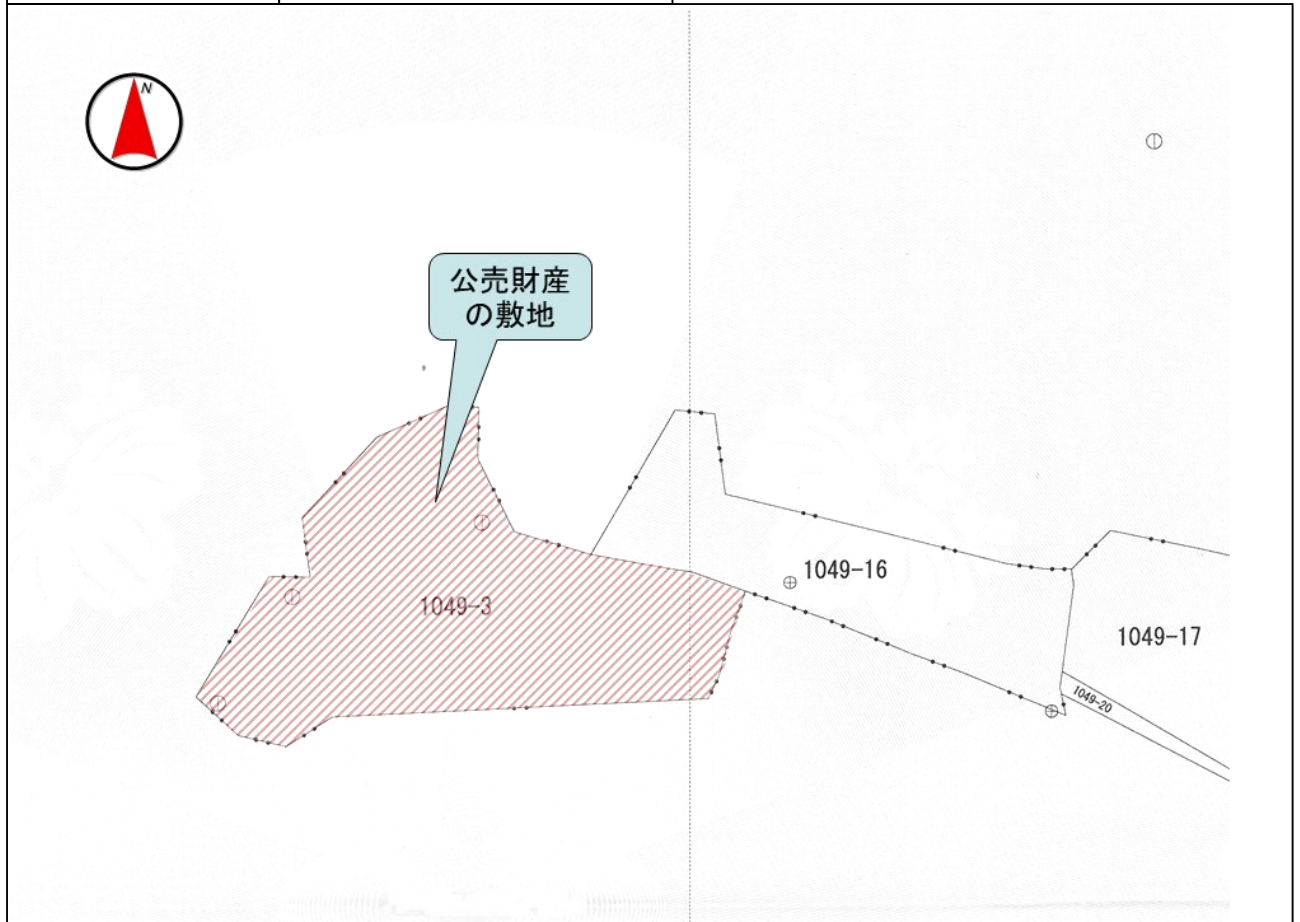


所在図



売却区分番号

469-2



売却区分番号

469 - 2

